

新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する 関係省庁対策会議（第49回）の議事概要

1 日時：平成25年4月18日（木）14:00～14:30

2 場所：内閣府別館9階会議室

3 出席者（※代理出席含む）

【議長】内閣危機管理監

【副議長】内閣官房副長官補（内政担当）

【構成員】内閣審議官（新型インフルエンザ等対策室長）、内閣審議官（内閣広報室）、内閣審議官（内閣情報調査室）、内閣審議官（危機管理審議官）、内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）、内閣府食品安全委員会事務局長、警察庁生活安全局長、警察庁警備局長、金融庁総務企画局総括審議官、消費者庁次長、復興庁統括官、総務省大臣官房長、消防庁次長、法務省入国管理局長、外務省地球規模課題審議官、外務省領事局長、財務省大臣官房総括審議官、文部科学省大臣官房総括審議官、文部科学省スポーツ・青少年局長、厚生労働省大臣官房技術総括審議官、厚生労働省健康局長、厚生労働省医薬食品局長、厚生労働省医薬食品局食品安全部長、農林水産省大臣官房総括審議官、農林水産省消費・安全局長、経済産業省大臣官房技術総括審議官、資源エネルギー庁長官、中小企業庁長官、国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官、国土交通省航空局長、海上保安庁次長、環境省自然環境局長、原子力規制庁次長、防衛省大臣官房衛生監、防衛省運用企画局長

4 配布資料

資料 新型インフルエンザ等対策政府行動計画（案）

参考資料1 新型インフルエンザ等対策政府行動計画（案）の概要

参考資料2 新型インフルエンザ等対策政府行動計画（案）の新旧対照表

参考資料3 用語解説

参考資料4 新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について

5 議事次第

1. 開会

2. 議事

- (1) 新型インフルエンザ等対策政府行動計画（案）について
- (2) その他

3. 閉会

6 議事概要

(1) 内閣危機管理監から冒頭挨拶

新型インフルエンザ特措法の施行については、危機管理の観点から、できる限り早く施行できるよう準備を進める一方、国民に影響も与えるものでもあることから、新型インフルエンザ等対策有識者会議において、本年2月に「中間とりまとめ」がなされたところ。この「中間とりまとめ」を踏まえ、政令を取りまとめ、4月13日に特措法を施行したところ。

この特措法の運用についても、関係省庁の協力も得て、特措法に基づく初めての政府行動計画案をとりまとめ、有識者会議のご意見を聴いたところ。

政府行動計画案は、今後パブリックコメントを行い、閣議決定を行いたいと考えているが、行動計画の作成はあくまでスタートラインである。新型インフルエンザが発生する前には、必要な監視、準備、訓練をしっかりと行い、万が一発生した場合においては、関係省庁が一丸となって実効ある対策に取り組む必要がある。

鳥インフルエンザ（H7N9）についても、現時点ではヒトからヒトへの持続的な感染は確認されていないが、引き続き注視していくことが必要である。

新型インフルエンザ等の対策は、国家の危機管理として重要であり、国民の方の理解と安心が確保されるよう、関係府省庁においては、引き続き尽力願いたい。

（冒頭カメラ撮り）

(2) 資料に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（案）について、新型インフルエンザ等対策室参事官から説明。

○新型インフルエンザ等対策政府行動計画案について、30日間のパブリックコメントにかけて、閣議決定、国会報告を行う運びとなる。（新型インフルエンザ等対策室長）

(3) 内閣官房副長官補から締めくくりの発言

鳥インフルエンザ（H7N9）について、現時点においては、ヒトからヒトへの持続的な感染は確認されていない、ということでもあり、WHO等を通

じた情報収集、国民への情報提供、万一の事態に備えた万全の対応が求められるところ。各府省庁と内閣官房とで協力しながらやっていきたい。

政府行動計画(案)は、新型インフルエンザ等対策の運用の骨格となるべきもの。今後も、ガイドラインや各種マニュアルなどについて、見直していく作業が続くので、ご協力をお願いしたい。

(以上)